



ぼたん

# 桶屋事務所だより



編集発行人  
桶屋税理士事務所  
税理士 桶屋泰三

〒930-0096  
富山市舟橋北町7-15  
TEL.076(441)2322・FAX 076(441)1999  
<http://okeya.zei-mu.jp>

5月

(皐月) MAY

3日・憲法記念日  
4日・みどりの日  
5日・こどもの日  
6日・振替休日

|   |    |    |    |
|---|----|----|----|
| 日 | ・  | 11 | 25 |
| 月 | ・  | 12 | 26 |
| 火 | ・  | 13 | 27 |
| 水 | ・  | 14 | 28 |
| 木 | 1  | 15 | 29 |
| 金 | 2  | 16 | 30 |
| 土 | 3  | 17 | 31 |
| 日 | 4  | 18 | ・  |
| 月 | 5  | 19 | ・  |
| 火 | 6  | 20 | ・  |
| 水 | 7  | 21 | ・  |
| 木 | 8  | 22 | ・  |
| 金 | 9  | 23 | ・  |
| 土 | 10 | 24 | ・  |

## 5月の税務と労務

- |  |   |
|--|---|
| <b>国 税</b> ／4月分源泉所得税の納付<br>5月12日                     | <b>国 税</b> ／確定申告税額の延納届出による延納税額の納付<br>6月2日 |
| <b>国 税</b> ／3月決算法人の確定申告<br>(法人税・消費税等) 6月2日           | <b>国 税</b> ／特別農業所得者の承認申請<br>5月15日         |
| <b>国 税</b> ／9月決算法人の中間申告<br>6月2日                      | <b>地方税</b> ／自動車税・鉦区税の納付<br>都道府県の条例で定める日   |
| <b>国 税</b> ／6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間申告<br>(年3回の場合) 6月2日 |   |
| <b>国 税</b> ／個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合) 6月2日             |   |

### ワンポイント 国民負担率

租税負担と社会保障負担の合計が国民所得に占める割合。財務省によると、厚生年金等の保険料引上げや高齢化に伴い社会保障負担率が増加すること、景気回復・消費税率引上げに伴い租税負担率が増加することにより、平成26年度の国民負担率は41.6%で過去最高となる見通しです。

# 印紙税改正 Q&A

## 非課税の領収証は 5万円未満に

平成二十五年度税制改正で印紙税法が改正され、平成二十六年四月一日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲の拡大などが行われています。  
今回は、この改正内容と印紙税で間違いやすい項目、よくある質問の中から重要なものをQ & A形式で整理してみます。

領収書

○山 △男 様

---

金額 ￥ 40,000

○○代として領収いたしました。

平成 26年 4月 ○日

東京都○区△町1-2-3

○×△商店

印紙

- 1** 金銭又は有価証券の受取書
- Q1** 印紙税法別表第一にある第一七号文書はどのような改正されたのですか。
- A** 従来、記載された受取金額が三万円未満のものが非課税とされていましたが、平成二十六年四月一日以降に作成されるものについては、受取金額が五万円未満のものについて非課税とされました(図表1参照)。
- 2** 不動産譲渡契約書等の印紙税率の引下げ
- Q2** 不動産の譲渡に関する契約書等の特例はどうになりましたか。
- A** 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の特例税率について、適用期限が平成三十年三月三十一日まで五年延長され、税率が軽減されます(図

表2参照)。  
適用は、平成二十六年四月一日以降に作成される文書からとなっています。

### 3 よくある質問

**Q3** 消費税の金額を含めて印紙税額を判断するのですか。

**A** 消費税及び地方消費税の金額(消費税額等)が区分格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引にあ

消費税等と記載金額の関係

【記載金額は100万円になる】

- ①金1,080,000円  
(うち消費税等80,000円)
- ②金1,080,000円  
(税抜価格1,000,000円)

【記載金額は108万円になる】

- ③金1,080,000円

って課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額等の金額は、印紙税の記載金額に含めないこととされています。

ただし、この取扱いの適用がある課税文書は、①第一号文書(不動産の譲渡等の契約書)、②第二号文書(請負契約書)、③第一七号文書(金銭等受取書)の三つに限られています。

**Q4** 第一七号文書で非課税とされている「営業に関する受取書」とは、何ですか。

**A** 営業と目的としては、一般に営利を目的として同種の行為を反復継続して行うこととされてお

り、株式会社などの営利法人の行為は、原則として営業になります。  
個人の場合、「商人」としての行為は営業になり、事業を離れた私的日常生活に関するものは、営業になりません。

**Q5** 印紙税を納めていなかった場合は、どうなりますか。

**A** 印紙税の納付は、通常、作成した課税文書に所定の額面の収入印紙を貼付し、印章又は署名で消印することによ

って課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額等の金額は、印紙税の記載金額に含めないこととされています。

図表1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書の印紙税

| [売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書]  | 記載された受取金額が      | 非課税  |
|--|-----------------|------|
| (注1) 売上代金とは、資産を譲渡することによる対価、資産を使用させること(当該資産に係る権利を設定することを含みます)による対価及び役務を提供することによる対価をいい、手付けを含みます。 | 5万円未満           | 200円 |
|  | 100万円以下         | 400円 |
|  | 100万円を超え200万円以下 | 600円 |
|  | 200万円を超え300万円以下 | 1千円  |
|  | 300万円を超え500万円以下 | 2千円  |
|  | 500万円を超え1千万円以下  | 4千円  |
|  | 1千万円を超え2千万円以下   | 6千円  |
| (注2) 株券等の譲渡代金、保険料、公社債及び預貯金の利子などは売上代金から除かれます。   | 2千万円を超え3千万円以下   | 1万円  |
|  | 3千万円を超え5千万円以下   | 2万円  |
|  | 5千万円を超え1億円以下    | 4万円  |
| (例) 商品販売代金の受取書、不動産の賃貸料の受取書、請負代金の受取書、広告料の受取書など  | 1億円を超え2億円以下     | 6万円  |
|  | 2億円を超え3億円以下     | 10万円 |
|  | 3億円を超え5億円以下     | 15万円 |
|  | 5億円を超え10億円以下    | 20万円 |
|  | 10億円を超えるもの      | 200円 |
|  | 受取金額の記載のないもの    | 200円 |
|  | 営業に関しないもの       | 非課税  |

図表2 不動産譲渡契約書等の印紙税

| 契約金額           |                | 本則税率 | 軽減後の税率 | 軽減額  |
|----------------|----------------|------|--------|------|
| 不動産譲渡契約書(1号)   | 建設工事請負契約書(2号)  |      |        |      |
| 10万円超 50万円以下   | 100万円超 200万円以下 | 400円 | 200円   | 200円 |
| 50万円超 100万円以下  | 200万円超 300万円以下 | 1千円  | 500円   | 500円 |
| 100万円超 500万円以下 | 300万円超 500万円以下 | 2千円  | 1千円    | 1千円  |
| 500万円超         | 1千万円以下         | 1万円  | 5千円    | 5千円  |
| 1千万円超          | 5千万円以下         | 2万円  | 1万円    | 1万円  |
| 5千万円超          | 1億円以下          | 6万円  | 3万円    | 3万円  |
| 1億円超           | 5億円以下          | 10万円 | 6万円    | 4万円  |
| 5億円超           | 10億円以下         | 20万円 | 16万円   | 4万円  |
| 10億円超          | 50億円以下         | 40万円 | 32万円   | 8万円  |
| 50億円超          |                | 60万円 | 48万円   | 12万円 |

て行いますが、収入印紙を貼らなかつた場合は、その印紙税の三倍に相当する金額が過怠税として徴収されます。

ただし、調査前に自主的に不納付を申し出れば、一・一倍に軽減されます。

また、消印しなかつた場合にも印紙の額面に相当する金額が過怠税として徴収されますので、ご注意ください。

なお、過怠税は、全額が法人税の損金や所得税の必要経費に算入できません。

Q6 申込書、注文書、依頼書等と表示された文書の取扱いは、どう考えたらよいのですか。

A 契約とは、申込みとその申込みに対する承諾によって成立するものですから、契約の申込事実を証明する目的で作成される単なる申込書、注文書、依頼書等(申込書等)は、通常、課税対象になりません。

しかし、例えば申込書等と表示された文書であっても、その記載内容によっては、契約の成立等を証する文書、すなわち、契約書になるものがあります。

また、契約の成立等を証明する目的で作成される文書は当然に契約書に該当しますが、実務上、申込書等と表示された文書が契約書に該当するかどうかの判断は、なかなか困難です。

ちなみに、以下のものは、一般的に契約書に該当するものとして取り扱われています。

① 契約当事者の間の基本契約書、規約又は約款等に基づく申込みであることが記載されていて、一方の申込みにより自動的に契約が成立することとなつている場合における申込書等(ただし、契約の相手方当事者が別に請書等契約の成立を証明する文書を作成することが記載されているものは除かれます)。

② 見積書その他の契約の相手方当事者の作成した文書等に基づく申込みであることが記載されている申込書等(ただし、契約の相手方当事者が別に請書等契約の成立を証明する文書を作成することが記載されているものは除かれます)。

③ 契約当事者双方の署名又は押印があるもの

## 背広などの支給による経済的利益に対する課税

制服等の支給は、職務の遂行上欠くことのできないもので、従業員に特別な利益を与えるものではなく、使用者自身の業務上の必要性に基づくものです。また、役務提供の対価という性格が極めて希薄であることから、一定の制服の支給は非課税として取り扱います。

ここでいう「制服」とは、警察官、消防士、鉄道職員などのように組織上制服の着用を義務付けられている一定の範囲の者に対し支給するものに限定していると考えられます。

一方、所得税基本通達では非課税となる制服の範囲を若干緩めて、必ずしも職務上の着用義務がそれほど厳格とはいえない事務服、作業服等についても非課税として取り扱うこととしています。

この取扱いは、両者で実質的には差異が

ないことから、課税上同様に取り扱うという趣旨です。

したがって、その事務服等の支給が非課税とされるためには、それが、

- ① 職場において通常の職務を行う上で着用するもので、私用には着用しない又は着用できないものであること
- ② 事務服等の支給又は貸与が、その職場に属する者の全員又は一定の仕事に従事する者の全員を対象として行われるものであること（更に厳格に言えば、それを着用する者がそれにより一見して特定の職員であることが判別できるものであること）

が必要であると考えられます。

これらのことから、私用として着用できる背広のように、制服等として支給され、職務の遂行に当たり現に着用されているものであっても、これらの要件を満たさないものは、非課税とされる制服等には当たらず、給与として課税することとなります。

## 緊急業務のために出社する従業員に支給するタクシー代等

緊急業務発生時に出勤を命じた場合に支給するタクシー代は、会社が負担すべき業務遂行上の費用です。その給付は従業員の役務提供に対する対価という性格が希薄であり、費用弁償の性格をも有すると考えられます。そのため、タクシー代を従業員の給与所得とすることは相当ではなく、会社の負担すべき費用を立替払いしたものと認められます。

この場合、緊急の業務の内容は請求書などに記入し明確にしておくことが必要です。

また、交通機関のストライキの際に自家用車で出勤した従業員に支給するガソリン代の場合には、交通機関を利用して出勤することができないことから、自動車による出勤のためのガソリン代の実費相当額を会社が負担したとしても、会社の業務遂行のための費用負担と認められます。

### 広告契約書の印紙税

広告契約は、広告という仕事を行い、それに対して報酬を支払う契約ですから請負契約に該当します。

したがって、新聞広告、コマ一シャル放送等の広告契約書は第二号文書（請負に関する契約書）として印紙税の課税文書となります。また、営業者間において将来行われる二以上の広告について

共通して適用される取引条件（数量、単価、対価の支払方法など）を定めるものは、第七号文書（継続的取引の基本となる契約書）にも該当します。ただし、この場合には、記載金額のあるものは第二号文書に、記載金額のないものは第七号文書にその所属が決定されることとなります。